

規則

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年10月28日

長野県人事委員会委員長 湯本 清

○長野県人事委員会規則第14号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和34年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第24条第9号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職

第26条第2項第1号中「第24条第9号」を「第24条第10号」に改める。

(長野県人事委員会事務処理規則の一部改正)

第2条 長野県人事委員会事務処理規則(昭和39年長野県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のイ中「又は第8号」を「、第8号又は第9号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局